

函館市女性センターの概要

担当部局	市民部市民・男女共同参画課（電話：0138-21-3470）
所在地	函館市東川町 11 番 12 号
目的	女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業生活および家庭生活に関する相談，講習，実習等に関する事。 ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する学習機会の提供に関する事。 ・ グループ活動またはクラブ活動の育成および指導助言に関する事。 ・ 余暇の活用に必要な施設および設備の提供に関する事。 ・ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業。
開館時間等	<p>①開館時間：9：00～21：00</p> <p>②休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日までの日 <p>※ただし，市長が必要と認めるときは，臨時に休館し，または休館日において臨時に開館することがあります</p>
施設概要	<p>① 昭和 47 年開設</p> <p>② 鉄筋コンクリート造 3 階建 （1 階部分に東川児童館を併設）</p> <p>③ 敷地面積 979 m²</p> <p>④ 建物延床面積 918 m²</p> <p>⑤ 施設の内容</p> <p>会議室，談話室，託児室，相談室，和室，調理実習室，講習室</p>
指定管理者が行う業務内容	<p>① 設置目的に資する事業の実施に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習講座，文化教養講座に関する事 ・ 相談事業に関する事 ・ 託児等の実施に関する事 ・ 図書室の開放等に関する事 ・ 自主活動団体への支援，指導に関する事 ・ 広報に関する事 ・ 男女共同参画推進事業に関する事 ほか <p>② 使用の許可等に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使用許可，取消し ・ 施設の使用料の徴収 ほか <p>③ 利用者に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口業務 ・ 利用者の安全の確保に係る業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へのサービス提供に関する業務 ④ 利用者ニーズの把握に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者懇談会の開催 ・ 利用者アンケートの実施に関すること ほか ⑤ 維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備保守点検 ・ 建築基準法に基づく検査および報告 ・ 自動給水装置点検 ・ 館内清掃, ごみ処理 ・ ボイラー設備保守点検 ・ 警備 ・ 施設, 設備の修繕 ・ 除雪 ほか ⑥ その他の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道（渡島総合振興局）への報告に関すること ・ 市に提出する書類の作成等 ・ 災害時, 事故発生時の業務 ・ その他必要な業務
施設管理 運営経費	市から指定管理者へ指定管理料として支払います。
条 例	函館市女性センター条例
現指定管理者	にっぽん生活文化楽会